

## 株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目6番2号  
T P R 株 式 会 社  
代 表 取 締 役  
会 長 兼 C E O 平 出 功

### 第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月27日（水曜日）午後5時までまでに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成24年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号  
新丸の内センタービル 10階 当社本社会議室  
(移転により昨年と会場が異なっておりますので、末尾の会場案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第79期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人  
及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第79期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件

#### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件  
以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎下記の事項につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.tpr.co.jp>）に掲載していますので、本招集ご通知には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.tpr.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

##### ① 企業集団をめぐる経済環境

当連結会計年度を取り巻く経済環境は、日本においては東日本大震災等の自然災害の影響で非常に厳しい状況で推移しましたが、サプライチェーンの正常化による生産の回復やその後の復興需要により景気は穏かに回復しました。一方海外では、中国をはじめとした新興国での経済成長は継続したもののその伸びは鈍化し、米国の景気は後半わずかながら回復基調に転じましたが、欧州における財政問題はいまだ不透明のままで、総じて世界経済は低調に推移しました。

##### ② 業界の状況

当社グループが主として関連する自動車業界におきましては、日系自動車メーカーは自然災害による度重なるサプライチェーン問題から回復途上にあり、世界自動車生産は前年比増加いたしました。ただし、海外経済の減速懸念、円高の長期化による現地生産へのシフト、原発事故による電力需給問題等厳しい状態が続いており、予断を許さない状況にあります。

##### ③ 企業集団の状況

このような環境の中、当社グループは成長市場での受注取込、新規事業分野への進出により売上高の拡大を図り、原価低減活動、固定費圧縮等を継続的に推進してまいりました結果、前年比増収増益、売上高利益とも既往最高となりました。

当連結会計年度の業績数値につきましては、次のとおりであります。

売上高	620億2千3百万円	(前年同期比 12.2%増)
営業利益	79億9百万円	( " 12.8%増)
経常利益	91億2千9百万円	( " 14.9%増)
当期純利益	55億9千1百万円	( " 20.4%増)

セグメントの業績概要は、次のとおりです。

#### ・日本

東日本大震災及びタイの洪水に伴うサプライチェーン問題の影響からの回復により操業度は維持されました。また事業の多角化による新分野への

事業拡大により、売上高は445億円と前年同期に比べ53億9千4百万円の増収となりました。操業度の増加によりセグメント利益は48億7千万円と前年同期に比べ4億6千8百万円の増益となりました。

・アジア

成長スピードは鈍化したものの、中国を始めとしたアジア市場では成長が続き、売上高は104億3千7百万円と前年同期と比べ6億8千2百万円の増収となりました。セグメント利益は25億6千1百万円と前年同期と比べ3億3千7百万円の増益となりました。

・北米

自動車市場の停滞感が漂う中、大型受注が軌道に乗り、売上高は57億6千3百万円と前年同期と比べ7億2千9百万円の増収、報告セグメント中最大の増収率となりました。一方セグメント利益は2億8千6百万円と東日本大震災によるサプライチェーンの混乱による影響をカバーしきれず、前年同期と比べ8千9百万円の減益となりました。

・その他の地域

金融危機により停滞している欧州市場では生産動向の影響により、売上高は13億2千万円と前年同期と比べ6千万円の減収となりました。セグメント利益は1億4千9百万円と前年同期と比べ2百万円の減益となりました。

## (2) 設備投資の状況

### ① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・ シリンダライナ、バルブシートの生産能力の拡充（中国拠点）
- ・ 介護事業用各種設備（国内）

### ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

- ・ シリンダライナ生産能力の拡充（アジア拠点）
- ・ 応用新商品の量産化対応設備（国内）

### ③ 重要な固定資産の売却、撤去、減失 特にありません。

## (3) 資金調達の状況

必要資金は全て自己資金と借入金で賄いました。

## (4) 対処すべき課題

- ①ピストンリング、シリンダライナ、焼結部品の圧倒的な競争力（性能・品質・コスト）の実現
- ②急拡大する自動車の世界市場への事業展開
- ③TPR 2 1 パートII活動による生産拠点のものづくり力強化
- ④軽量化ニーズにマッチした応用新商品の開発と商品化による売上拡大
- ⑤ゴム・樹脂等、事業多角化による業容拡大とシナジー効果の実現

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 76 期	第 77 期	第 78 期	第 79 期
	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売 上 高 (百万円)	51,922	43,990	55,276	62,023
経 常 利 益 (百万円)	2,245	2,842	7,943	9,129
当 期 純 利 益 (百万円)	1,103	1,682	4,646	5,591
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	31.59	48.16	132.97	159.83
純 資 産 (百万円)	23,491	27,602	31,492	37,074
総 資 産 (百万円)	78,424	78,155	75,383	81,058
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	610.26	680.59	782.01	926.00

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社には、親会社はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
T P R 工 業 (株)	205百万円	100.0%	シリンダライナの製造
T P R 商 事 (株)	90百万円	100.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
テ ー ピ 興 産 (株)	90百万円	100.0%	建設業、産廃収集業、介護事業 コ ン ビ ニ 事 業
T P R プ リ メ ッ ク (株)	10百万円	100.0%	ピストンリングの製造
T P R 熱 学 (株)	90百万円	100.0%	遠赤外線機器等の製造
T P R ア ル テ ッ ク (株)	100百万円	100.0%	アルミ製品の製造
T P R E K 特 殊 金 属 (株)	75百万円	100.0%	電極用銅合金の製造及び販売
T P R サ ン ラ イ ト (株)	60百万円	99.0%	産業用ゴムシール部品等の製造及び販売
T P R エ ン プ ラ (株)	100百万円	100.0%	工業用プラスチック製品の製造及び販売
T P R ア メ リ カ 社	300千米ドル	100.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
フェデラル・モーグル テーピライナーズ社	23百万米ドル	53.9% (53.9%)	シリンダライナの製造及び販売
ユナイテッドピストンリング社	21百万米ドル	93.15% (93.15%)	ピストンリングの製造
T P R ヨ ー ロ ッ パ 社	204千ユーロ	100.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
安慶帝伯粉末冶金有限公司	82百万円	55.0%	焼結製パルプシートの製造及び販売

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
T P R ベ ト ナ ム 社	14百万米ドル	100.0%	ピストンリング、シリンダライナ、焼結製バルブシート等の製造及び販売
帝伯環新国際貿易(上海)有限公司	4百万元	60.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
フェデラル・モーグル テービライナ ヨーロッパ社	9百万トルコリラ	50.0%	シリンダライナの製造及び販売
T P R ア シ ア ン セ ー ル ス ( タ イ ラ ン ド ) 社	8 百万パーツ	49.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
PT. TPR セールズインドネシア社	1,548百万ルピア	100.0%	ピ ス ト ン リ ン グ の 販 売
安慶帝伯格茨缸套有限公司	184百万元	48.12%	シリンダライナの製造及び販売
南京帝伯熱学有限公司	5百万元	60.00%	自動温度調節弁等の製造及び販売
T P R オ ー ト パ ー ツ M F G . イ ン デ ィ ア 社	670百万印ルピー	100.0%	シリンダライナの製造及び販売

- (注) 1. 議決権比率の欄( )内は、間接保有割合(内数)であり、当社の子会社が保有しております。  
2. テービ興産㈱は、平成24年4月1日より、TPRトータルサービス㈱に社名を変更いたしました。  
3. 当社は、平成24年4月5日付で㈱ファルテックの株式を取得いたしました。  
4. フェデラル・モーグル テービライナーズ社は、平成24年5月1日付でアメリカにおける第2のシリンダライナ生産拠点としてTPRフェデラル・モーグル テネシー社を設立いたしました。  
5. 当社は、平成24年5月10日付で中国におけるグループ企業の管理と、日系顧客に対する製品販売を行う会社として、同国にTPR(天津)企業管理有限公司を設立いたしました。

#### (7) 主要な事業内容 (平成24年3月31日現在)

当社グループは、主としてピストンリング、シリンダライナならびにバルブシート等の焼結合金の製造販売を行っており、そのほかアルミ製品、工業用プラスチック製品、産業用ゴムシール部品等の製造販売の事業活動を展開しております。

事 業 区 分	主 要 製 品
日 本	ピストンリング、シリンダライナ、バルブシート、アルミ製品、陸船用内燃機関部品、工業用プラスチック製品、産業用ゴムシール部品等
ア ジ ア	ピストンリング、シリンダライナ、バルブシート、遠赤外線機器等
北 米	ピストンリング、シリンダライナ等
そ の 他	ピストンリング、シリンダライナ等

## (8) 主要な営業所及び工場（平成24年3月31日現在）

TPR㈱	本 社	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
	営 業 所	東京、浜松、名古屋、大阪
	工 場	長野県 岡谷市、岐阜県 可児市
TPR工業㈱	本社・工場	山形県 寒河江市
TPR商事㈱	本 社	東京都 新宿区
	営 業 所	東京、名古屋、大阪 他4営業所
テービ興産㈱	本 社	長野県 岡谷市
TPRプリメック㈱	本社・工場	長野県 岡谷市
TPR熱学㈱	本社・工場	大阪府 枚方市
TPRアルテック㈱	本社・工場	岡山県 津山市
TPR EK特殊金属㈱	本社・工場	千葉県 佐倉市
TPRサンライト㈱	本 社	東京都 北区
	工 場	埼玉県 三郷市
TPRエンブラ㈱	本社・工場	神奈川県 高座郡
	工 場	富山県 砺波市
TPRアメリカ社	本 社	米国 イリノイ州
フェデラル・モーグル テービ ライナーズ社	本社・工場	米国 ミネソタ州
ユナイテッド ビストンリング社	本社・工場	米国 ウィスコンシン州
TPRヨーロッパ社	本 社	ドイツ デュッセルドルフ
フェデラル・モーグル テービ ヨーロッパ社	本社・工場	ドイツ プアシャイド
フェデラル・モーグル テービ ライナ ヨーロッパ社	本社・工場	トルコ イスタンブール
安慶帝伯粉末冶金有限公司	本社・工場	中国 安徽省
安慶帝伯格茨活塞環有限公司	本社・工場	中国 安徽省
安慶帝伯格茨缸套有限公司	本社・工場	中国 安徽省
帝伯環新国際貿易(上海)有限公司	本 社	中国 上海市
南京帝伯熱学有限公司	本社・工場	中国 江蘇省
柳伯安麗活塞環有限公司	本社・工場	中国 河北省
PT. NTビストンリング インドネシア社	本社・工場	インドネシア 西ジャワ州
PT. TPR セールス インドネシア社	本 社	インドネシア 西ジャワ州
Y&Tパワーテック社	本社・工場	韓国 忠清南道燕岐郡南面月山里
TPRベトナム社	本社・工場	ベトナム ビンズン省
TPRアシアンセールス(タイランド)社	本 社	タイ バンコク市
TPRオートパーツMFG. インディア社	本社・工場	インド ラジャスタン州
フェデラル・モーグルTPR(インディア)社	本社・工場	インド バンガロール

- (注) 1. テービ興産㈱は、平成24年4月1日より、TPRトータルサービス㈱に社名を変更いたしました。  
2. 当社は、平成24年4月5日付で㈱ファルテックの株式を取得いたしました。  
3. フェデラル・モーグル テービ ライナーズ社は、平成24年5月1日付でアメリカにおける第2のシリンドライナ生産拠点としてTPRフェデラル・モーグル テネシー社を設立いたしました。  
4. 当社は、平成24年5月10日付で中国におけるグループ企業の管理と、日系顧客に対する製品販売を行う会社として、同国にTPR（天津）企業管理有限公司を設立いたしました。

(9) 使用人の状況（平成24年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
3,006 (564) 名	371名増 (154名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
798 (106) 名	23名減 (17名増)	41.3歳	18.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成24年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほコーポレート銀行	6,316百万円
株式会社八十二銀行	3,465
株式会社三井住友銀行	1,980
株式会社山形銀行	1,848
農林中央金庫	1,700

## 2. 会社の株式に関する事項（平成24年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 135,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 35,621,099株  
 （自己株式 615,488株を含む）  
 (3) 株主数 7,207名  
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	3,270千株	9.34%
明治安田生命保険相互会社	2,395	6.84
株式会社損害保険ジャパン	2,293	6.55
トヨタ自動車株式会社	2,070	5.91
株式会社みずほコーポレート銀行	1,518	4.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	1,261	3.60
T P R 取 引 先 持 株 会	1,093	3.12
東京建物株式会社	933	2.66
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SECS LENDING O M N I B U S A C C O U N T	803	2.29
みずほ信託銀行株式会社	766	2.18

(注) 出資比率は自己株式（615,488株）を控除して計算しております。（小数点第3位以下切捨て）

- (5) その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における、当社社役員の保有する新株予約権（職務執行の対価として交付したもの）の状況

- ・目的となる株式の種類  
普通株式（新株予約権1個につき 100株）
- ・取締役、その他の会社役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次 (行使価額)	行使期間	新株予約権 の数	目的である 株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役 を除く)	第6回 (1,002円)	平成21年7月1日 ～平成24年6月30日	280	28,000	8
	第7回 (738円)	平成22年7月1日 ～平成25年6月30日	140	14,000	6
	第8回 (452円)	平成23年7月1日 ～平成26年6月30日	140	14,000	3
	第9回 (668円)	平成24年7月1日 ～平成27年6月30日	380	38,000	8
	第10回 (995円)	平成25年7月1日 ～平成28年6月30日	560	56,000	9
社外取締役	—	—	—	—	—
取締役以外の 会社役員	第9回 (668円)	平成24年7月1日 ～平成27年6月30日	20	2,000	1

(2) 当事業年度中に、当社使用人または当社子会社の役員及び使用人に交付した新株予約権等（職務執行の対価として交付したもの）の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

①当事業年度末日における、当社執行役員（非会社役員）等の保有する新株予約権等の状況は、次のとおりです。

・目的となる株式の種類 普通株式

	回次 (行使価格)	行使期間	新株予約権 の数	目的である 株式の数	保有者数
執行役員	第6回 (1,002円)	平成21年7月1日 ～平成24年6月30日	80	8,000	4
	第7回 (738円)	平成22年7月1日 ～平成25年6月30日	60	6,000	3
	第9回 (668円)	平成24年7月1日 ～平成27年6月30日	240	24,000	10
	第10回 (995円)	平成25年7月1日 ～平成28年6月30日	280	28,000	12
元役員	第6回 (1,002円)	平成21年7月1日 ～平成24年6月30日	100	10,000	2
	第7回 (738円)	平成22年7月1日 ～平成25年6月30日	120	12,000	2
	第8回 (452円)	平成23年7月1日 ～平成26年6月30日	60	6,000	1
	第9回 (668円)	平成24年7月1日 ～平成27年6月30日	120	12,000	2

②当社株式についての株式分割等を行った場合は、新株予約権の「目的である株式の数」と「行使価額」について必要な調整を実施します。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（平成24年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼CEO	平 出 功	
代表取締役 社長兼COO	山 岡 秀 夫	
取締役 副社長執行役員	富 田 健 一	管理部門担当
取締役 専務執行役員	尾 崎 俊 彦	海外営業部門担当
取締役 常務執行役員	高 野 浩	海外事業部門担当
取締役 常務執行役員	鈴 木 秀 一	生産部門（シリンドライナ）担当 TPR工業㈱代表取締役社長
取締役 常務執行役員	井 川 康	国内営業部門担当
取締役 常務執行役員	小 島 誠 二	生産部門（除くシリンドライナ）担当
取締役 常務執行役員	岸 雅 伸	技術部門担当
取 締 役	鶴 田 六 郎	弁護士 J・フロントリテイリング㈱監査役 ㈱三菱ケミカルホールディングス監査役 三菱化学㈱監査役
常 勤 監 査 役	小 野 能 民	
常 勤 監 査 役	湯 澤 公 明	
監 査 役	加 藤 文 男	みずほ企業年金基金専務理事
監 査 役	鈴 木 秀 夫	日本地震再保険㈱取締役社長

- (注) 1. 取締役鶴田六郎氏は、社外取締役です。  
 2. 監査役加藤文男氏及び鈴木秀夫氏は、社外監査役です。  
 3. 平成23年6月29日開催の第78回定時株主総会において、富田健一氏、井川康氏、小島誠二氏及び岸雅伸氏は取締役に、小野能民氏及び湯澤公明氏は監査役に、それぞれ新たに選任され、就任いたしました。  
 4. 平成23年6月29日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって、山田正四郎氏及び宮崎誠道氏は取締役に、澤田義博氏及び富田健一氏は監査役にそれぞれ退任されました。  
 5. 当社は、取締役鶴田六郎氏を独立役員として東京証券取引所に届け出しています。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る報酬等

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	12名	305百万円
監 査 役	6	46
合 計 (うち社外役員)	18 (5)	351 (26)

- (注) 1. 上記には、平成23年6月29日開催の第78回定時株主総会最終の時をもって退任した取締役2名及び監査役2名を含んでいます。
2. 使用人を兼務している取締役については、使用人としての給与部分は含みません。
3. 平成23年6月29日開催の第78回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額40,000万円以内、うち社外取締役分は年額1,600万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、及び平成19年6月28日開催の第74回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は、年額5,000万円以内とそれぞれ決議いただいております。
4. 支給額には、以下のものも含まれております。
- ・当事業年度に係る役員退職慰労金引当金として計上した69百万円（取締役12名に対し62百万円、監査役6名に対し6百万円、うち社外役員5名に対し2百万円）
  - ・ストックオプション費用として計上した11百万円（取締役9名）

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成23年6月29日開催の第78回定時株主総会決議に基づき、取締役2名及び監査役2名に対し役員退職慰労金86百万円を支払うことが確定しております。

なお、上記金額の中には、上記イ及び過年度の事業報告において記載した役員退職慰労引当金の繰入額81百万円が含まれております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①他の法人等の業務執行者との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

・ 監査役鈴木秀夫氏は、日本地震再保険株式会社の取締役社長を兼務しております。なお、当社と同社との間には、特別の関係はありません。

#### ②他の法人等の社外役員等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

・ 取締役鶴田六郎氏は、J. フロントリテイリング株式会社、株式会社三菱ケミカルホールディングス及び三菱化学株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と各社との間には、特別の関係はありません。

#### ③主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

#### ④当事業年度における主な活動状況

・ 取締役会及び監査役会への出席状況（開催回数 各12回）

	取 締 役 会		監 査 役 会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 鶴田六郎	10回	83%	—	—
監査役 加藤文男	12	100	12	100
監査役 鈴木秀夫	11	92	12	100

#### ・ 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役鶴田六郎氏は、長年にわたる法曹経験を生かした意見発言を行っております。

監査役加藤文男氏及び鈴木秀夫氏は、長年にわたる金融経験や他社における役員としての経験・知見に基づき発言を行っております。

#### ⑤責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役との間では、会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

#### ⑥当社子会社から役員として受けた報酬等の総額

該当する事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、または公序良俗に反する行為等があり、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを株主総会に付議することといたします。

(4) 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当する事項はありません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は平成18年5月10日開催の取締役会において、内部統制システム整備に関する基本方針を決議し、整備を推進してまいりました。内部統制システムの現状は下記のとおりです。TPR企業理念のもと、この基本方針に基づき業務の適正を確保してゆくとともに、より効果的な内部統制システムの構築を推進し、継続的な改善を図ってまいります。

なお、金融商品取引法が求める財務報告に関する内部統制報告制度（いわゆるJ-SOX法）についても当社は積極的に取り組みを実施しており、専門家の助言を得ながら適切、適正に対応しています。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役、監査役、執行役員、社員を対象とする規程として「TPRグループコンプライアンス基本規程」及び「TPRコンプライアンス規程」を定め、遵守を図るとともに、内部通報制度、弁護士事務所による外部通報制度を設置しています。取締役会については「取締役会規則」の定めに基づき、定期または必要に応じて随時の適切な運営が確保されています。さらに当社は監査役設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査方針及び分担に従い、各監査役の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることとしています。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持しています。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務遂行に係るリスクを的確に評価・認識し、個々のリスクにつきこれを予防するための措置、またはその損失を極小にするための措置を講ずるための「TPRグループリスク管理基本規程」及びTPRとしての「リスク管理規程」を定めています。グループ各社についても、各社毎のリスク管理規程を定めてリスク管理体制の整備強化に努めています。

また、「システムセキュリティ要領」の見直しを実施し、進歩するIT技術の有効利用促進と情報漏洩等のリスク予防の両立を図ることとしています。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 効率性の観点から、当社及び当社グループの経営に係る重要事項については、事前に取締役と常務執行役員で構成する経営会議において審議を行ったうえで、取締役会において執行を決定しています。取締役会は

月1回定例開催のほか必要に応じて随時開催しています。経営会議は月2回定例開催し、必要に応じて随時開催しています。

b. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織管理規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」においてそれぞれの執行責任者及び責任内容、執行手続を定め、効率的な職務執行が行われるようにしています。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 「TPRグループコンプライアンス基本規程」及び「TPRコンプライアンス規程」を定めています。この定めに基づき、推進組織として社長を統括責任者とし、コンプライアンス担当役員を責任者として、主要部門長で構成する「コンプライアンス委員会」を設置しコンプライアンス体制の維持・向上を推進しています。

b. 社員教育体系の中に必須科目として、コンプライアンスの重要性を教育する内容を組み込んでいます。

c. 内部監査部門として、社長直属の部署を設置し、その重要監査領域として、コンプライアンスに係る監査を実施しています。

d. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告することとしています。

e. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内外からの通報体制の一つとして、弁護士を情報受領者とする通報システムを設置しています。

f. 監査役は当社の体制及び内部通報システムの運用に問題があると認める時は、取締役に改善策の策定を勧告することが出来るものとしています。

⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する「TPRグループコンプライアンス基本規程」を定めました。これを基礎として、各グループ各社においてもコンプライアンス規程を定めました。

経営管理については、「グループ会社経営管理基本規程」を定め、「子会社社管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングするものとします。

取締役は、グループ会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、取締役会及び監査役に報告するものとしています。



- b. 子会社が、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めるときは、当社の内部監査部署またはコンプライアンス委員会に通報するものとしました。通報を受けた内部監査部署またはコンプライアンス委員会は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べる事が出来るものとしました。監査役は取締役役に改善策の策定を勧告することが出来るものとしています。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役から監査役職務を補助すべき使用人を求められた時は、当社の使用人から監査役補助者を任命することとしています。
- b. この場合、当該監査役補助者の独立性を確保するため、その任命・解任・人事異動・人事考課・賃金改定については、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定するものとしています。
- c. 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととしています。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役への報告体制をより一層強化するため、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期について「特記事項報告書運営要領」を制定して運用しています。当該要領に基づき、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとしています。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来ることとしています。
- b. 「TPRグループコンプライアンス基本規程」及び「TPRコンプライアンス規程」の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとしています。

## (2) 会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容の概要は下記のとおりです。

### I. 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。もっとも、当社の株主の在り方について当社は、証券取引所への上場により株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えておりますので、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきものと考えています。

### II. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、1939年の創業より培ってきた材料・加工・表面処理技術等のものづくりを原点とし、エンジン機能部品メーカーとして、ピストンリング、シリンダライナ、バルブシート等のパワートレイン部品で、世界のお客様に満足していただくべく努力してまいりました。当社の企業理念である、

わたくしたちは、

動力機構の高度化を原点として、無限の可能性に挑戦し、

優れた技術と価値ある商品の世界への提供を通じて、

クリーンで、クオリティの高い地球社会の実現に貢献します。

との精神のもと、事業を展開しています。

#### 1. 中長期経営戦略の策定

本2012年度からスタートした「14中期経営計画」では、TPRグループが各方面のステークホルダーの皆様のご期待に応え、世界市場で生き抜き勝ち抜くため、下記目標と10項目の基本戦略を制定し推進していきます。

<目指す姿>

「技術力(Technology)・情熱(Passion)・信頼(Reliance)をもって、

さらなるグローバル化・事業の多角化を進め、

世界市場で勝ち抜くTPRグループの実現」

<合言葉>

“変革と創造：チェンジ&クリエイト”

#### 2. コーポレートガバナンス（企業統治）の推進

当社は、企業理念（上記）を制定し、地球社会の一員としての企業を発展させるべく、コーポレートガバナンス（企業統治）の充実に努めています。

- ①基本規程として「TPRグループコンプライアンス基本規程」を策定し、企業理念の精神を具体化した役員及び社員の行動指針として定めている

ます。さらに、全社横断組織としてコンプライアンス委員会を設置するなど、企業統治に関する組織、規程を充実させ、企業の透明性、効率性、健全性を向上するべく推進しています。

- ②経営の体制として、業務執行と監督機能区分を明確化するため、執行役員制度を平成17年より導入し、更に平成23年からは、会長兼CEOと社長兼COOを新設しました。また、平成19年から取締役会に社外取締役1名を導入、監査役会は4名の内2名を社外監査役とし、経営及び監査役監査の透明性、公平性を確保しています。

### III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（以下「本プラン」という）

#### ① 本プラン導入の目的

上記Ⅰ. に述べた基本方針に照らして不適切な者によって大規模な当社株式の買付行為（以下「大規模買付行為」という）が行われ、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入したものです。

#### ② 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付行為を行う者（以下「大規模買付者」という）が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

#### ③ 大規模買付行為がなされた場合の対応

##### i) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

##### ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

##### iii) 独立委員会の設置

対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会規程を定めるとともに、独立委員会を設置しました。

④ 株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

⑤ 本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止

本プランは、平成19年2月8日に当社取締役会の決議をもって同日より発効し、平成19年6月28日に開催された第74回定時株主総会において承認いただいた後、さらに平成22年6月25日開催の第77回定時株主総会において一部修正のうえ、平成25年6月開催予定の定時株主総会終結時までの有効期限で継続承認いただいております。

IV. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっています。

(2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社取締役会決議にて決定いたしました。平成19年6月28日開催の第74回定時株主総会、及び平成22年6月25日開催の第77回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただいたことで、株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置の発動は、上記Ⅲ.③「大規模買付行為が為された場合の対応」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

# 連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>35,557</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>31,136</b>
現金及び預金	8,967	支払手形及び買掛金	6,284
受取手形及び売掛金	15,300	短期借入金	18,566
商品及び製品	4,595	リース債務	43
仕掛品	2,296	未払法人税等	1,296
原材料及び貯蔵品	1,966	賞与引当金	1,283
繰延税金資産	1,181	環境対策引当金	77
その他	1,263	その他	3,585
貸倒引当金	△13	<b>固 定 負 債</b>	<b>12,847</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>45,501</b>	長期借入金	9,068
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>26,980</b>	リース債務	223
建物及び構築物	8,850	繰延税金負債	1,016
機械装置及び運搬具	12,313	退職給付引当金	444
土地	3,487	役員退職慰労引当金	544
リース資産	244	環境対策引当金	121
建設仮勘定	1,492	資産除去債務	49
その他	592	その他	1,379
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>544</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>43,984</b>
その他	544	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>17,976</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>33,369</b>
投資有価証券	11,373	資本金	4,385
長期貸付金	38	資本剰余金	3,567
出資金	5,247	利益剰余金	26,331
前払年金費用	280	自己株式	△915
繰延税金資産	349	その他の包括利益累計額	△954
その他	699	その他有価証券評価差額金	3,052
貸倒引当金	△12	繰延ヘッジ損益	△0
<b>資 産 合 計</b>	<b>81,058</b>	為替換算調整勘定	△4,006
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>43</b>
		<b>少 数 株 主 持 分</b>	<b>4,615</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>37,074</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>81,058</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		62,023
売上原価		44,046
売上総利益		17,976
販売費及び一般管理費		10,067
営業利益		7,909
営業外収益		
受取利息	21	
受取配当金	239	
持分法による投資利益	1,331	
経営指導料	73	
その他	302	1,967
営業外費用		
支払利息	384	
為替差	209	
その他	153	747
経常利益		9,129
特別利益		
新株予約権戻入益	9	
負ののれん発生益	212	221
特別損失		
固定資産除却損	44	
減損損失	1	
投資有価証券評価損	29	
環境対策費	111	
商号変更費用	62	
その他	4	253
税金等調整前当期純利益		9,097
法人税、住民税及び事業税	2,203	
法人税等調整額	377	2,581
少数株主損益調整前当期純利益		6,516
少数株主利益		924
当期純利益		5,591

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで）

（単位：百万円）

株主資本	
資本金	
当期首残高	4,365
当期変動額	
新株の発行	19
当期変動額合計	19
当期末残高	4,385
資本剰余金	
当期首残高	3,548
当期変動額	
新株の発行	19
当期変動額合計	19
当期末残高	3,567
利益剰余金	
当期首残高	21,502
当期変動額	
剰余金の配当	△769
連結子会社増加に伴う増加高	7
当期純利益	5,591
当期変動額合計	4,829
当期末残高	26,331
自己株式	
当期首残高	△914
当期変動額	
自己株式の取得	△0
当期変動額合計	△0
当期末残高	△915
株主資本合計	
当期首残高	28,501
当期変動額	
新株の発行	38
剰余金の配当	△769
連結子会社増加に伴う増加高	7
当期純利益	5,591
自己株式の取得	△0
当期変動額合計	4,868
当期末残高	33,369

(単位：百万円)

その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	2,294
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	758
当期変動額合計	758
当期末残高	3,052
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	△0
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0
当期変動額合計	0
当期末残高	△0
為替換算調整勘定	
当期首残高	△3,466
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△539
当期変動額合計	△539
当期末残高	△4,006
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△1,173
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	219
当期変動額合計	219
当期末残高	△954
新株予約権	
当期首残高	40
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2
当期変動額合計	2
当期末残高	43
少数株主持分	
当期首残高	4,123
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	491
当期変動額合計	491
当期末残高	4,615
純資産合計	
当期首残高	31,492
当期変動額	
新株の発行	38
剰余金の配当	△769
連結子会社増加に伴う増加高	7
当期純利益	5,591
自己株式の取得	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	713
当期変動額合計	5,581
当期末残高	37,074

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>24,245</b>	<b>流動負債</b>	<b>24,389</b>
現金及び預金	5,371	買掛金	5,726
受取手形	107	短期借入金	13,886
売掛金	10,071	一年内返済予定の長期借入金	1,460
商品及び製品	1,883	未払金	461
仕掛品	1,486	未払費用	470
原材料及び貯蔵品	611	未払法人税等	820
前払費用	73	前受金	15
関係会社短期貸付金	2,482	預り金	184
未収入金	1,267	賞与引当金	810
繰延税金資産	762	環境対策引当金	65
その他	127	設備関係未払金	480
<b>固定資産</b>	<b>37,798</b>	その他	6
<b>有形固定資産</b>	<b>10,659</b>	<b>固定負債</b>	<b>10,033</b>
建物	3,641	長期借入金	7,420
構築物	418	役員退職慰勞引当金	498
機械及び装置	3,383	環境対策引当金	111
車両及び運搬具	3	資産除去債務	49
工具器具及び備品	273	繰延税金負債	854
土地	2,514	長期未払金	1,099
建設仮勘定	425	<b>負債合計</b>	<b>34,423</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>383</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
設備利用権	9	<b>株 主 資 本</b>	<b>24,553</b>
ソフトウェア	373	資本金	4,385
<b>投資その他の資産</b>	<b>26,755</b>	資本剰余金	3,567
投資有価証券	7,641	資本準備金	3,487
関係会社株式	11,664	その他資本剰余金	80
出資	216	<b>利益剰余金</b>	<b>17,515</b>
関係会社出資金	6,455	利益準備金	418
従業員長期貸付金	31	その他利益剰余金	17,096
前払年金費用	280	固定資産圧縮積立金	196
長期前払費用	11	別途積立金	12,948
その他	463	繰越利益剰余金	3,952
貸倒引当金	△8	<b>自己株式</b>	<b>△915</b>
<b>資産合計</b>	<b>62,043</b>	評価・換算差額等	3,023
		その他有価証券評価差額金	3,023
		<b>新株予約権</b>	<b>43</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>27,620</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>62,043</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売 上 高		40,208
売 上 原 価		29,952
売 上 総 利 益		10,256
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,401
営 業 利 益		3,855
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	39	
受 取 配 当 金	1,330	
経 営 指 導 料	170	
そ の 他	284	1,823
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	259	
為 替 差 損	5	
そ の 他	81	346
経 常 利 益		5,331
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
新 株 予 約 権 戻 入 益	9	9
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	27	
減 損 損 失	1	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	29	
環 境 対 策 費	111	
商 号 変 更 費 用	52	
そ の 他	4	226
税 引 前 当 期 純 利 益		5,115
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,145	
法 人 税 等 調 整 額	422	1,567
当 期 純 利 益		3,547

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

株主資本		
資本金		
当期首残高		4,365
当期変動額		
新株の発行		19
当期変動額合計		19
当期末残高		4,385
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高		3,468
当期変動額		
新株の発行		19
当期変動額合計		19
当期末残高		3,487
その他資本剰余金		
当期首残高		80
当期変動額		
当期変動額合計		—
当期末残高		80
資本剰余金合計		
当期首残高		3,548
当期変動額		
新株の発行		19
当期変動額合計		19
当期末残高		3,567
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		418
当期変動額		
当期変動額合計		—
当期末残高		418
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金		
当期首残高		183
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩		△1
実効税率変更に伴う積立金の増加		14
当期変動額合計		13
当期末残高		196
別途積立金		
当期首残高		10,648
当期変動額		
別途積立金の積立		2,300
当期変動額合計		2,300
当期末残高		12,948
繰越利益剰余金		
当期首残高		3,488
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩		1
実効税率変更に伴う積立金の増加		△14
別途積立金の積立		△2,300
剰余金の配当		△769
当期純利益		3,547
当期変動額合計		464
当期末残高		3,952

(単位：百万円)

利益剰余金合計	
当期首残高	14,738
当期変動額	
剰余金の配当	△769
当期純利益	3,547
当期変動額合計	2,777
当期末残高	17,515
自己株式	
当期首残高	△914
当期変動額	
自己株式の取得	△0
当期変動額合計	△0
当期末残高	△915
株主資本合計	
当期首残高	21,737
当期変動額	
新株の発行	38
剰余金の配当	△769
当期純利益	3,547
自己株式の取得	△0
当期変動額合計	2,816
当期末残高	24,553
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	2,293
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	730
当期変動額合計	730
当期末残高	3,023
評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,293
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	730
当期変動額合計	730
当期末残高	3,023
新株予約権	
当期首残高	40
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2
当期変動額合計	2
当期末残高	43
純資産合計	
当期首残高	24,071
当期変動額	
新株の発行	38
剰余金の配当	△769
当期純利益	3,547
自己株式の取得	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	732
当期変動額合計	3,549
当期末残高	27,620

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月21日

T P R株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中村和臣 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渥美龍彦 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山崎一彦 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、T P R株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T P R株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成24年4月5日に株式会社ファルテックの株式を取得し、同社を子会社としている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月21日

T P R株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中村和臣 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渥美龍彦 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山崎一彦 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、T P R株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成24年4月5日に株式会社ファルテックの株式を取得し、同社を子会社としている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われる事を確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月23日

T P R 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役 小 野 能 民 ㊟

常勤監査役 湯 澤 公 明 ㊟

監査役  
(社外監査役) 加 藤 文 男 ㊟

監査役  
(社外監査役) 鈴 木 秀 夫 ㊟

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

第79期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりとしたいと存じます。

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金11円

総額 385,061,721円

なお、当期は1株につき11円の間配当（記念配当2円を含む）を既にお支払いしておりますので、これを合わせた年間配当金は1株につき22円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月29日としたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開と経営基盤の強化を図るため、以下のとおりとしたいと存じます。

##### ① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,500,000,000円

##### ② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,500,000,000円

## 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役加藤文男、鈴木秀夫の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	ふりがな 氏 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	よね やま おさむ ※ 米 山 修 (昭和24年4月19日生)	昭和48年4月 安田火災海上保険㈱ (現㈱損害保険ジャパン) 入社 平成9年4月 同社近畿業務部長 平成11年7月 同社金融法人部長 平成14年4月 同社金融法人部長兼金融法人開発部長 平成14年7月 同社金融法人部長 平成15年4月 同社常務執行役員兼関西本部長兼関西業務部長 平成16年4月 同社常務執行役員兼関西第二本部長兼関西第二業務部長 平成18年4月 同社常務執行役員 平成18年6月 同社常務執行役員兼確定拠出年金・投信事業推進部長 平成18年6月 同社取締役常務執行役員 平成19年4月 損保ジャパンひまわり生命㈱代表取締役副社長 平成21年4月 損保ジャパンアセットマネジメント㈱ (現 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント) 顧問 平成21年6月 同社監査役 (現任)	0株
2	みなと のぶ ゆき ※ 湊 信 幸 (昭和32年9月2日生)	昭和55年4月 安田信託銀行㈱ (現 みずほ信託銀行㈱) 入社 平成14年10月 同社制度管理企画部長 平成17年4月 同社受託業務企画部長 平成19年4月 同社執行役員年金企画部長 平成21年4月 同社常務執行役員 平成24年4月 ㈱みずほ年金研究所取締役社長 (現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。  
 2. ※印は新任候補者です。  
 3. 候補者米山修氏及び湊信幸氏は、社外監査役候補者です。  
 4. 米山修氏を社外監査役候補者とした理由は、他社における監査役としての経験・知見から、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したものです。  
 5. 湊信幸氏を社外監査役候補者とした理由は、他社における企業経営の実績・経験から、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したものです。  
 6. 当社は、社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。契約内容の概要は下記の通りです。  
 ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いするものです。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存期間とします。また、本決議の効力は、次期定時株主総会開始の時までとします。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりです。

ふりがな氏 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
えもと あきひろ 江本 明 弘 (昭和26年6月24日生)	昭和50年4月 安田生命保険相互会社(現明治安田生命保険相互会社)入社 平成11年4月 同社浜松支社長 平成13年4月 同社営業政策部部长 平成20年4月 同社関連事業部審議役 平成20年6月 岡谷電機産業(株)常勤監査役 平成22年6月 岡谷電機産業(株)取締役常務執行役員管理本部長(現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 江本明弘氏は、補欠の社外監査役候補者です。  
 3. 江本明弘氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、他社の監査役及び取締役として広く経営の監視及び執行に携わられた経験から、当社の社外監査役に就任された場合に当社の監査業務を適切に遂行いただけると判断したものです。  
 4. 江本明弘氏が監査役に就任した場合には、社外監査役として期待される役割を充分発揮できるよう、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。契約内容の概要は下記のとおりです。  
 ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

#### 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役を退任される加藤文男氏及び鈴木秀夫氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定めめの基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、監査役の協議にご一願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりです。

ふ 氏	り が	な 名	略 歴
か 加	とう 藤	ふみ 文	お 男
すず 鈴	き 木	ひで 秀	お 夫
			平成20年6月 当社監査役 現在に至る
			平成20年6月 当社監査役 現在に至る

## 第5号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

当社取締役が業績に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の向上を図るため、当社取締役に対し、報酬等として新株予約権を年額200万円の範囲で付与することにつきご承認をお願いするものです。なお、付与する新株予約権の内容は、次のとおりです。

(1) 新株予約権割当の対象者

取締役10名のうち、社外取締役1名を除く9名に割当てるとする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 56,000株を1年間の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の数

560個を1年間の上限とする。

ただし、対象者1名あたりの上限を120個とする。

なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、100株とする。

(ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

ブラック・ショールズ モデルにより算定する。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下において定める1株あたりの払い込み金額（以下「行使価額」という。）に、新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てるとする日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日の前日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は当該終値とする。

なお、以下の①、②の場合には、以下のとおり行使価額の調整を行い、1円未満の端数は切上げる。

①新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）比率}}$$

②新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を実施するとき（ただし、新株予約権の行使による場合等を除く）は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込み金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」には当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成26年7月1日から平成29年6月30日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

① 任期满了による地位喪失後1年6ヶ月は行使可能とする。

② 新株予約権者が死亡した場合は相続できないものとする。

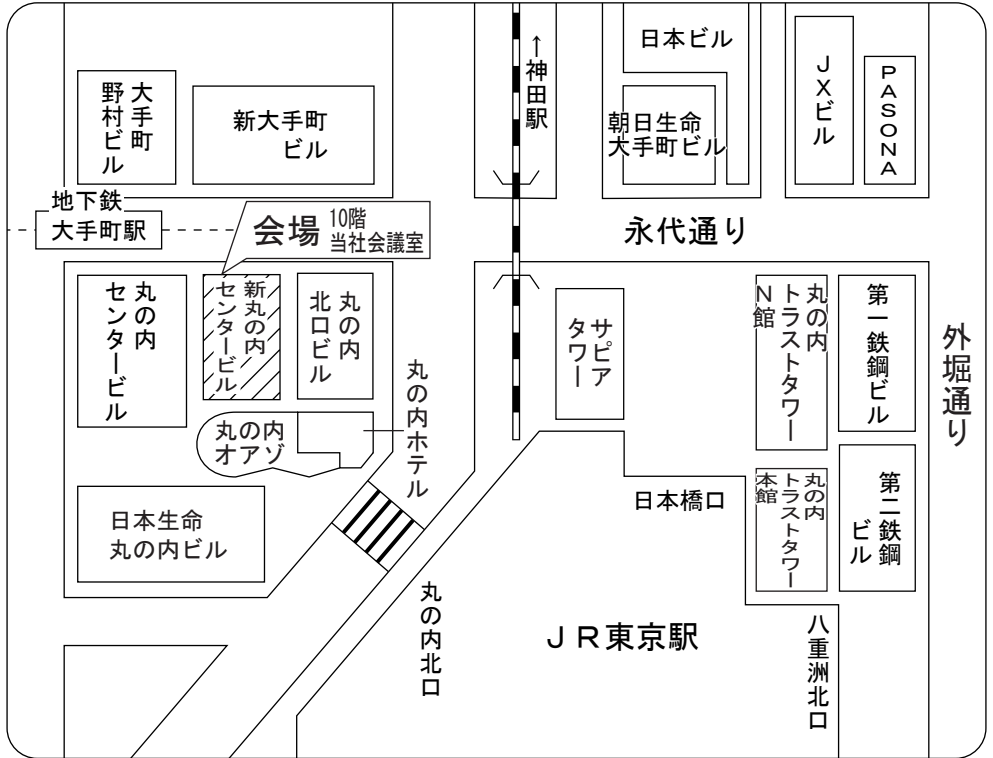
③ 新株予約権の譲渡、質入れはできないものとする。

④ その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で締結する「新株予約権申込証兼新株予約権割当契約」に定めるところによる。

以 上

メ 毛

## 株主総会会場案内図



会 場 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号 新丸の内センタービル10階

当 社 本社会議室

電 話 (03) 5293-2811

- ・ JR東京駅丸の内北口より徒歩3分
- ・ 地下鉄大手町駅オアゾ直結口より徒歩1分